

令和7年 第8回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和7年9月4日（木）13：30～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

1番：矢方 盛士 2番：佐藤 優子 3番：仲摩 茂敏 4番：平 祥尚
7番：衛藤 眞弓 8番：佐藤 暁史 9番：飯田 祥治朗

推進委員

10番：多田 貫緑 11番：森 眞一 12番：野田 政春 13番：手島 政弘
14番：佐藤 頼久 16番：熊谷 厚己 19番：梅木 由紀子 20番：佐藤 勉
21番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局長：藤野 匡宏 リーダー：若杉 美紀 主査：武石 祐基

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：7名 （農地利用最適化推進委員）：9名
欠席委員 （農業委員）：2名 （農地利用最適化推進委員）：3名

<会長あいさつ>

事務局長 皆さんこんにちは。それではちょっと定刻を少し過ぎましたので、早速始めていきたいと思えます。本日は農業委員さん7名出席2名欠席。5番佐々木委員さんと6番の小田委員さんが欠席となっております。また、農地利用最適化推進委員さんは9名出席の3名欠席ということで、15番帆足委員さん、17番徳永委員さん、18番時松委員さんが欠席となります。農業委員定数9名に対しまして、農業委員の出席委員は7名です。九重町農業委員会会議規則第七条の規定により過半数を満たしているため、成立することを報告いたします。それではこれからの進行を、九重町農業委員会総会会議規則第5条の規定によりまして、会長が総会の進行を行います。よろしく願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、総会での発言については、会議規則に基づき挙手をして自己の自席番号、氏名を告げ議長の許可を得てから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点を押さえ簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください。引き続き、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。続きまして、議事録署名委員の選出について、九重町農業委員会会議規則第14条第2項規定により、議事録署名人は2番委員と3番委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは皆さん方、今申しました他に、携帯電話はマナーモード若しくは電源をお切りいただきますようよろしくお願いします。

それでは只今から報告案件に入ります。報告第19号、農地法第18号第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。報告第19号、農地法第18条第6項の規定による届け出が1件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議長 ありがとうございます。続きまして報告第20号、農地法第4条の規定による届け出について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書2ページをお開きください。

報告第20号、農地法第4条の規定による届け出が2件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして報告第21号非農地通知について、事務局で説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。報告第21号非農地通知について、非農地通知の発出について説明します。農地パトロールを実施し、すでに非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意があったものについて、非農地であると判断し正式に非農地通知を発出するものです。今回非農地通知する土地については3ページに記載の通りです。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。それでは議案に入りたいと思います。議案第28号、農用地利用集積等促進計画について。これは農地中間管理事業です。農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、九重町が作成した農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を聞くものであります。議案は6件あります。一括で質疑、意見を受け付けます。前もってこの議案書が来たかと思いますが、この

中でこれはというのが皆さんの中でありましたら、どしどしご意見を
いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありませんか。無いようですので質疑を終了します。これより採決入
ります。議案第28号1番から6番の案件について、賛成する委員の挙手
を求めます。はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。本件
は原案の通り当総会で承認することに決定いたしました。

続きまして議案第29号の非農地申請願について、事務局の説明をお
願います。

事務局 議案書の6ページをお開きください。議案第29号、非農地証明願につ
いて。

議案第29号（番号1番～3番）を読み上げて説明。

議長 はい。ありがとうございます。それでは、各担当委員さんから説明をお
願います。1番。

21番委員 21番田吹です。

議長 田吹さん。

21番委員 場所はですね、〇〇〇から〇〇〇に入りますと、〇〇〇公民館がありま
す。〇〇〇公民館から150m行ったらこの右上です。両親が亡くなら
れて相続をするっていうことで、そうしたら登記と現況がこういうよ
うな形になっていたの、登記する上で非農地にしたいということ
です。以上です。

議長 続きまして、番号2番。

14番委員 14番佐藤です。

議長 14番。

14番委員 〇〇土地改良組合の代表は、〇〇〇〇さん50歳です。今、〇〇〇〇の
役員をこの方はしております。最初この場所をですね、貸すというこ
とだったんですけども、〇〇〇〇が将来的にこの土地で、野菜の直売所や
喫茶店等運営するハウスを建てたいということでありました。その申
請の場所は、〇〇〇から国道210号線、〇〇峠を数百メートル行っ
た所から、〇〇〇に上がるその道がありましてトンネルを抜けて、その台
地に上がった場所で、その台地上にございます。国道から500mぐら
いですかね。現状、周辺は畑があって、ネギを植えたりですね。今、〇
〇改良組合が〇〇〇〇に土地を貸しているハウス等があります。その
ように今、45m四方の土地は草が生えたり、ちょっと草がないところ
は自動車を止めていたりしております。将来的に〇〇〇〇がその場所
から撤退するっていうことがあれば、〇〇改良組合が再び買い取る
という、そういう取り決めがされているそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして番号3番。
2番委員 2番佐藤です。
議長 2番。
2番委員 申請人は〇〇〇〇さん。現在は〇〇に住んでいて、管理ができないことから非農地証明願が出されています。申請地は国道210号を〇〇〇方面に行き途中、県道710号線の〇〇方面に入ります。そこから約7キロメートル程道なりに上っていくと〇〇地区があります。〇〇地区に入ってすぐ左の道に入って、そこから300m程進んだ所にあります。現状ですが、人の背丈より高い木が生えて山林化している状態でした。入口は杉や雑木があって、害獣対策用のフェンスもされていて、入口も道もない状態です。湿地帯で機械も入らず、平成17年より耕作されていないとのことでした。以上につきまして、許可することについて問題はないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いします。
議長 はい、ありがとうございます。
議長 それでは、皆さんから質疑応答を受けたいと思います。何方かありますか。ありませんか。では、ないようですので質疑を終了したいと思います。その前にちょっと〇〇〇〇さんが買い取るちゅうことになりましたよね。そうすると、これは非農地であればもう、農業委員会通さんでいいよね。農地であれば、申請が4条とか5条とかになってくるけど、非農地になればいいよね。だから非農地申請をしたちゅうことですよね。わかりました。そういうことですので、非農地ということになれば、〇〇〇〇さんが買うことに対して問題はないということです。採決入ります。議案第29号1番から3番の案件について、賛成する委員の挙手を求めます。全員賛成ということで、本件は原案通り本総会で承認することが決定いたしました。
本日の議案は以上となります。